

精神保健福祉士の養成の在り方等 に関する検討及び作業について

検討後の主なスケジュール(イメージ)(追補)

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ

平成30年度障害者総合福祉推進事業
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉士の役割の明確化と養成・人材育成の在り方等に関する調査」

社会福祉士の養成課程における教育内容等の見直し作業

○社会福祉士においても、福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書（平成30年3月27日）を踏まえて、精神保健福祉士との現行の共通科目も含めた養成課程における教育内容等の見直しについて検討される予定である。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する中間報告書

精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直し

パブリックコメント

科目関係省令 告示の公布

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討取りまとめ ※卒業後教育・継続教育などを含む

周知期間
(1年以上)

新カリキュラムの施行

国家試験制度等に関する見直し

4年目途

新カリキュラムによる国家試験の実施

「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する 検討会ワーキンググループ」について

当検討会における意見や主な論点等を踏まえて、精神保健福祉士に求められる役割や養成の在り方等の具体的な見直し内容の検討を行うために、検討会の開催要綱4の4)に基づき、第1回検討会でのご意見を踏まえて、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関する検討会ワーキンググループ」を設置し、平成31年1月18日より検討及び作業を開始した。(※別紙参照)

	御氏名	御所属・役職
○	伊東 秀幸	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 副会長
○	岩本 操	武蔵野大学人間科学部人間科学科 教授
	勝又 陽太郎	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 准教授
	吉川 隆博	一般社団法人日本精神科看護協会 副会長
	木下 康仁	聖路加国際大学(看護社会学) 特任教授
	倉知 延章	九州産業大学人間科学部臨床心理学科 教授
	柑本 美和	東海大学法学部 教授
	後藤 時子	公益社団法人日本精神科病院協会 理事
	栄 セツコ	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授
◎○	田村 綾子	聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科 学科長
	中川 敦夫	慶応義塾大学病院臨床推進センター 特任講師
	山本 由紀	上智社会福祉専門学校 教員

ワーキンググループのこれまでの検討及び作業

回数	開催日	議事等
第1回	平成31年1月18日 (金) 14～18時	(1) ワーキンググループの設置について (2) 精神保健福祉士の養成の在り方等の検討について (3) 精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直しについて (4) その他
第2回	平成31年1月30日 (水) 10～17時	(1) 精神保健福祉士の養成の在り方等の検討について (2) 精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直しについて (3) その他
第3回	平成31年2月14日 (木) 10時～18時	(1) 精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直しについて ①「ねらい、含まれるべき事項」の見直しについて(作業) ②ねらい、含まれるべき事項を踏まえた「想定される教育内容の例」の見直しについて ③演習、実習、実習指導の科目の見直しについて ④実習指導者及び教員(要件など)の見直しについて (2) その他

◆参考人(有識者)の招致について(第3回ワーキンググループ時点)

ワーキンググループ開催要綱「必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができる」という規定に準じて、これまで下記の参考人を招致し、専門の科目等について参考情報の提供や助言をいただいた。

御氏名	御所属・役職
志水 幸	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科教授 教授
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授 教授

「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ」 の検討事項における具体的な検討・作業（※赤字:これまでの主たる検討・作業事項）

1) 精神保健福祉士に求められる役割について

- 求められる役割(価値、理念、倫理、視点等)を踏まえた必要となる知識や技能
- 精神保健福祉士の業務の対象や内容、行動特性、多職種連携における役割と業務 など

2) 精神保健福祉士の養成の在り方について

- 養成課程の在り方を踏まえた各科目の「ねらい、含まれるべき事項、教育内容の例」
- 社会福祉士との共通科目や科目の読み替えの在り方を踏まえた具体的な対応
- 教育内容等(科目)の体系の整理
- 指定科目及び基礎科目の範囲、一般養成施設・短期養成施設のカリキュラムの編成
- 各科目の時間数、目標及び教育内容とその示し方 など

3) 演習・実習及び教員等の在り方について

- 演習、実習、実習指導の在り方を踏まえた具体的な対応(仕組み等)
- 各目標、教育内容及び時間数
- 教員及び実習指導者の在り方や教育内容等の見直し案を踏まえた対応(要件等)
- 各講習会の在り方を踏まえた要件、方法
- 実習施設の基準 など

4) 基礎教育と卒後教育の役割及び継続教育の在り方について

- 基礎教育での教育内容を踏まえた卒後教育の方法や内容(スーパービジョン等)
- 継続教育(自己研鑽)及び職能団体等による研修の方法や内容 など

5) その他

- 施設設備の条件や整備等
- 養成課程の各区分・施設(大学、一般養成施設、短期養成施設等)における対応
- 見直し案を踏まえた国家試験における対応 など

「精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直し」 概要（前回の見直しの概要）

「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法など取り巻く環境の変化に応じて見直しされた。

1. 今後の精神保健福祉士に求められる役割

- ①医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割
- ②長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割
- ③精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割
- ④関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割

「精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場に立って」これらの役割を適切に果たすことができるような知識や技術が身につけられるようにすることが求められているとされ、以下のとおり見直しされた。

2. 今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術

実践的な教育

- ①医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術
- ②地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術

基礎的な知識の教育

- ③包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福祉サービスの利用調整
- ④就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術
- ⑤ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術
- ⑥行政、労働、司法、教育分野での精神保健に関する相談援助活動
- ⑦各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題

「精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直し」 概要(前回の見直しの概要)②

3. 教育カリキュラムの見直し

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、1200時間まで拡充
- 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、720時間まで充実

【教育カリキュラムの構成】

- 共通科目(社会福祉士)の枠組みに準拠しつつ、

精神保健福祉士に特化する知識と技術の科目群(以下の③)を加える。

精神保健福祉士に必要とされる科目の明確化を行い、教育すべき内容を網羅する。

- ①「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ②「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ④「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ⑤「サービスに関する知識」
- ⑥「実習・演習」

このほか、「3. 教育カリキュラムの見直し」の前提として、「2. 今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術」については、「生涯研修の観点から、スーパービジョンの意義及び目的をより重視した教育を行うとともに、養成課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも必要である」との尚書きあり。

【大学等における指定科目・基礎科目】

- 科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを維持するが、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の水準の確保。一定の読替範囲を設定。

前回の見直しにおける科目の新旧対照表①(専門科目)

新科目名	旧科目名
精神疾患とその治療	精神医学
精神保健の課題と支援	精神保健学
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	精神保健福祉援助技術総論
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉援助技術総論
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉援助技術各論 精神科リハビリテーション学
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉論
精神障害者の生活支援システム	精神保健福祉論
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	精神保健福祉論
精神保健福祉援助演習（基礎）	精神保健福祉援助演習
精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助演習
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習

前回の見直しにおける科目の新旧対照表②(共通科目)

新科目名	旧科目名
人体の構造と機能及び疾病	医学一般
心理学理論と心理的支援	心理学
社会理論と社会システム	社会学
社会保障	社会保障論
地域福祉の理論と方法	地域福祉論
福祉行財政と福祉計画	社会福祉援助技術論、社会福祉原論
現代社会と福祉	社会福祉原論
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論
保健医療サービス	医学一般

※「権利擁護と成年後見制度」については、新規科目との整理。

※「法学」については、科目自体は廃止とのこと。ただし、福祉基盤課によるQ&Aにおいて、“法学における憲法や民法、行政法といった教育内容については、「権利擁護と成年後見制度」の科目の中で、これらに関する内容を位置付けており、従来の「法学」の内容を全て排除したものではありません。”と回答されている。

前回の見直しにおける科目の新旧対照表③

(参考:社会福祉士の養成課程における専門科目)

新科目名	旧科目名
社会調査の基礎	社会福祉援助技術論
福祉サービス組織と経営	社会福祉援助技術論、社会福祉原論
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論、介護概論
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論
相談援助演習	社会福祉援助技術演習
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習

※このほか「就労支援サービス」や「更生保護制度」については、新規科目との整理。

※「介護概論」は科目自体は廃止。ただし、福祉基盤課によるQ&Aにおいて、“「介護概論」の教育内容については、高齢者の支援の在り方を学ぶ一環として「高齢者に対する支援と介護保険制度」の科目の中で、これらに関する内容を位置付けており、従来の「介護概論」の内容を全て排除したものではありません。”と回答されている。

共通科目の設定とその考え方

(※第1回検討会及びワーキンググループで確認)

- 社会福祉士との試験科目及び指定科目(養成課程上の科目)において共通した科目。
- 社会福祉士有資格者(又は、精神保健福祉士有資格者)については、精神保健福祉士(又は、社会福祉士)国家試験において、その申請により精神保健福祉士(又は、社会福祉士)との共通科目の試験が免除される。
- 社会福祉士及び精神保健福祉士は、その目的等が異なることなどから別法によって資格を定めているが、両資格共に、ソーシャルワーク技法を用いて相談援助を行うことや社会福祉制度等に関する基礎的な知識を必要とすることなど、その専門性において共通の基盤を有する。
- このようなことから、両資格を取り巻く環境の変化に違いはあるものの、可能な範囲で共通科目を設定し、試験及び履修の免除を認めることで、両資格の取得の促進を図ることや知識・技能に係る水準の同一性を担保する必要がある、精神保健福祉士の教育内容の見直しに当たっては一定の共通科目の仕組みを維持することが妥当であると考えられる。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する 検討及び作業における主な方針 その①

(※第1回検討会でのご意見をワーキンググループでも確認)

- カリキュラムの構造や科目の体系を考えることの前提として、精神保健福祉士に求められる役割の整理とコアコンピテンシーの明確化、養成課程において基軸となる教育目標を明確にする。
- また、これらによって、精神保健福祉士が自らの専門性を平易な言葉で説明できることを目指す。
- 制度や政策、サービスを中心とした現行の教育内容から、精神障害者の歴史など精神保健医療福祉の各法制度の背景や変遷、理念や概論を中心とした教育内容が基軸となるよう、見直しを行う。
- また、養成課程では、精神保健福祉士に将来的に財産となる、生命や個人の尊厳などの人権意識、人間の心と身体に関する理解、社会の構造・仕組みを読み解き理解する力、クライアントに寄り添う心などを育むことに重点を置いた内容とする。
- 多職種との連携・協働を踏まえて、各々の専門職の役割や特性、関係機関や関係者の役割等を理解することを目指す。
- ただし、養成課程における教育内容等の見直し、カリキュラムの充実など、基礎教育のみでは精神保健福祉士の資質向上を図るのは困難であることを自覚し、卒後教育の役割や在り方についても検討し、継続教育も見据えた見直しとする。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する 検討及び作業における主な方針 その②

(※第1回検討会でのご意見をワーキンググループでも確認)

- 共通科目及び専門科目という概念は一度取り払った上で、
 - ・精神保健福祉士の養成に必要な教育内容等は何かということについて純粹に検討する
 - ・その上で、ソーシャルワーク専門職の基盤となる科目・教育内容は何かを検討する
 - ・また、それらをどこの科目に盛り込む(あるいはスリム化する)のが妥当かについて検討する⇒各科目の教育内容「ねらい(目標)、含まれるべき事項、想定される教育内容の例」について、具体的に追加・重複の整理・削除等の作業を行う。

- 演習－実習指導－実習での連続性のある教育内容等と共に、講義を中心とする科目においても実践能力に繋ぐような教授方法を検討する。

- 安易に科目数を増やすことや履修時間数等を増やすことに拘泥することなく、精神保健福祉士の真の価値や理念、責務、ソーシャルワークの基盤となる視点、機能、理論などが精神保健福祉士の養成において浸透するような見直し内容とする。

- ソーシャルワークのグローバル定義に「専門職であり学問である」とあるとおり、養成課程における教育内容等を学問として位置づけて、学問体系を整理する。
⇒必要に応じて科目の体系整理を行うことも念頭におき、基本的な科目を「〇〇学」「〇〇論」等と学問として整理するとともに、他の科目においても、科目名称に制度や政策を単に羅列しないことに留意する(制度や政策は、必要に応じて科目内容にそれらを盛り込む)。

- 精神保健福祉に関する用語の日本語訳の統一化、定義の共通化や明確化などを行うことを意識しながら、教育内容等の見直しを行う。

ワーキンググループにおける 「精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直し」 にあたっての主な留意点

(※これまでの作業を踏まえた確認事項)

留意点1)

「用語の定義や統一化」と「求められる役割の明確化」を行いながら、価値、理念、視点、機能、技能・技術、理論、知識・・・などの定義や役割、学問や科目における位置づけが整理された上で、基礎・基盤となる内容が科目に適切に反映されるようにする。

留意点2)

養成課程におけるコアとなる「到達目標」を整理するとともに、「科目群」の明示(科目の体系整理)を行うこと。特に、専門職を学問として位置づけた場合の整理や体系化ができているかを確認する。

留意点3)

「当該科目では何を学ぶのか」のみならず、「何を目的としてその教育内容を学ぶのか」を明記し、「養成課程における到達目標がどこまでか」という、科目の「ねらい(目標)」を先に整理した上で、科目内容を整理するようにする。例えば、複数の科目で同じ教育内容の例やキーワードが取り扱われる場合に、当該科目において取り扱う「ねらい」が整理できていることを前提に、意味のある重複となるよう確認する。

留意点4)

各項目「教育に含むべき事項(内容)」、「想定される教育内容の例」等のそれぞれの定義(意味や役割)を踏まえて、教育内容を整理・構造化するようにする。

精神保健福祉士の目指すべき姿(全体像)(イメージ)と 養成課程における教育内容等の見直しに向けた検討・作業の主な論点

◆各原論の在り方
と含むべき内容
は？

◆ソーシャルワー
クの基盤となる科
目在り方と含むべ
き内容は？

(社会福祉士養成
課程における教育
内容等との重複・
整理は妥当か？)

◆その内容や用語
は、理念か？目
的・目標か？知識
や技術なのか？

価値・理念

倫理原則、責務

視点

<目的、目標、業務等>

対象・課題：個人・集団、組織、地域、社会

レベル：ミクローメゾマクロ

◆対象や課題のレベルは
様々であるが、どのよう
に学ぶのが妥当か？

◆課題別、対象・ライフサイ
クル別の考え方や科目化の
適否は？

◆社会や地域の捉え方と科
目における扱いは？

◆「学」なのか「論」なのか？各科目の学問的位置づけは？

◆基礎的な科目(医学、心理学、社会学、法学)をどう位置付けるか？

◆政策論、制度論、システム論、行政論等の在り方やその体系は？

◆「機能」「技能・技術」「理論・知識」の整理は明確か？

◆サービス論と援助論が整理されているか？(※資源として学ぶか、方法か)

◆制度、政策、サービス等の資源の取り扱いの「程度や範囲」は？

機能

技能/技術

理論/知識

※主な論点を◆で示した。

「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討の取りまとめに向けたビジョンや方針(中間報告書)の主な項目(イメージ)

1. はじめに (取り巻く状況と見直しの背景について)
2. 精神保健福祉士に求められる役割について
 - 1) 普遍的な、基盤となるもの (役割)
～価値・理念、倫理・責務、視点～
 - 2) 変化してきたもの (役割)
～対象や課題、目的・目標、業務～
 - 3) 求められるもの (役割)
～機能、技術・技能、理論・知識～
3. 求められる役割を踏まえた対応について
 - 1) 現状と課題
 - 2) 具体的な対応 (カリキュラムの見直しや資質向上など)
4. 今後の検討について

今後の検討及び作業の進め方(案)

- 第4回ワーキンググループ(3月目処)においては、引き続き「精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直し」(カリキュラム)について検討及び作業を行う。また、その結果については、ワーキンググループ座長より第3回検討会で報告する。
- 第3回検討会においては、それら報告も踏まえて、中間取りまとめ(ビジョンのまとめ)に向けて必要な論点について議論し、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書(案)」についても検討する。
- なお、中間取りまとめ(ビジョンのまとめ)に向けては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉士の役割の明確化と養成・人材育成の在り方等に関する調査」の結果も確認しながら検討する必要がある、第3回検討会ではその中間結果について共有する予定とする。
- また、今後、検討会の開催要綱「座長は必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招聘することができる」の規定に基づき、参考人を招聘することがある。
- 社会福祉士の養成課程における教育内容等の見直しの状況については、その検討状況も踏まえて、今後、共通科目や読替え科目の在り方について検討を行い、最終取りまとめに向けて調整することが望ましい。